10月の「保安日誌」の中から

十分会　H生

十月二日（火）
第二上層西七十五卸東〇片の切羽で枠脚にクサビ三枚を重ねて敷物にしてある枠を三本発見。こんな施枠が許されるのだろうか。もし、この枠にPC原動機でも吊ることになれば、倒れてしまうのではないだろうか。
また、同片盤の消火栓は断水中で水は出ない。

十月三日（水）
昨日の枠脚の敷物の件を担当係長に話すと、「敷物をすることはあるが、クサビはよくない、よく注意しておく」との返答だった。（十日余りあとでみると、その脚の敷物は、そのままだった）

十月十日（水）
七十五卸本昇西一片口の角目枠の脚にエンドレスのコードが接触している。また、すぐそばの吊りシープの滑車が回転せず、コースの摩擦で擦り減っている。西一片のエンドレス座のコース受け金物にコースが摩擦している。以上三件を担当係員に連絡する。

十月十九日（金）
七十五卸西一片エンドレス座のコース受け金物の件は、再度担当係員に連絡したが改善されていないので、担当主席と巡回してきた座横の、BCフレームの継手ボートにベルトの耳こすりで熱くなっている。このBC線は毎日のように、ベルトの焼けるような臭いが漂っている。

×　×

十月と十一月は、保安点検の重点項目にBC関係一般を取り上げ取り組みましたが、多くの問題点が集約されました。

十月二十六日（金）
七十五卸本昇巻立のエンドレス

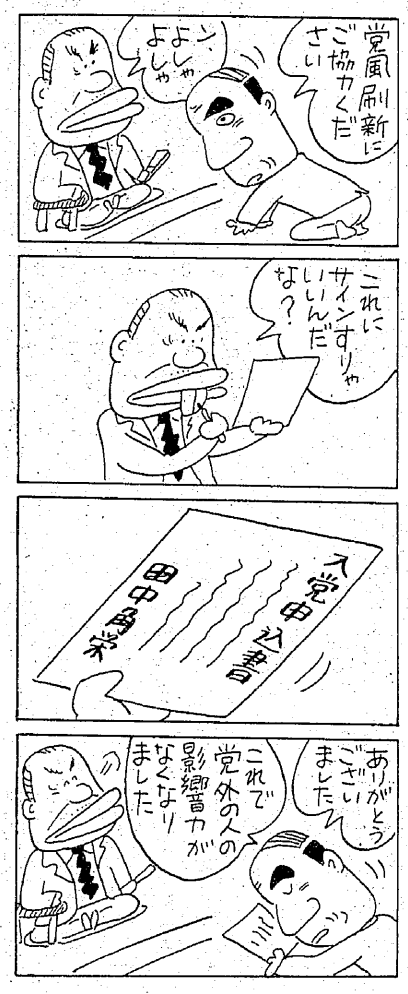

論壇

十分予見できた有明鉱火災

お粗末な管理、免れ難い刑事責任

真鍋　毅

福岡県の三井三池・有明鉱で今年一月に九十九人の死傷者を出した坑内火災事故について、福岡県警の捜索が行われ、刑事責任のいかんが問われようとしている。

一般に、いわゆる企業災害の刑事責任には、次の点が留意されなければならない。

(1) 生じた結果の犯罪的性格は、個人が惹起（じゃっき）したそれに比してはるかに大きい (2) しかし、犯罪というためには、法が定めた要件を厳格に満たすものでなければならない (3) しかも現行の刑事責任および刑罰は、個人の道徳的責任（故意または過失と責任能力の存在）を前提とし、それに対する社会的非難を表すものである。このことをふまえた上で、今回の有明鉱坑内火災事故をみたとき、関係者の刑事責任は免れ難いように思われる。

事故調査委員会報告書（通産省、九月）および、すでに報じられた福岡県警が得た鑑定結果は、火災原因をほぼ明確にしている。

それによると、昨年六月に出火場所の第十番ベルトコンベヤーを延長した際、その延長部分に中古品を使った。きず、ベルトの傾斜を急にしたこと、しかも箱型調壁門というのは有明鉱だけで使われていた独特の構造（落炭が多く、かつ、たまりやすく、点検もしにくい）のものであったこと等から考えれば、十分予見可能といえよう。多少とも普通と異なることをすれば、事柄のなりゆきにも何らかの異常事態を予測するのは当然である。

ず、十番ベルトコンベヤーの保安要員も配置されず、ベルトコンベヤー保安装置の一つであるベルト片寄り防止装置さえなかった状況にかんがみれば、採炭態勢そのものにおける過失をも考えてよいのではないか。

さらに、報告書が被害拡大要因として指摘している点――いざという時に備えたはずの電話連絡システム、消火給水システム、COマスク、救急センターなどが使いものにならなかった――を考えると、過失はおろか、故意さえ立論不可能ではない。使いものにならなかった原因は極めて単純、初歩的なもので、よくもこのようなことで操業できるものだと驚かされる。以上のことは、今回の事故の刑事責任が、決して末端・現場の人間のそれではなく、会社幹部に十分及びうるものであることを示していよう。

なお、ここでは鉱山保安法違反および監督官庁の行政責任については触れる余裕がない。通産省の事故調査委員会報告書は、この事故が人災であることが明白であるにもかかわらず、人の責任について全く触れていない。この点にも国や監督官庁のこの種の災害に対する姿勢の基本的欠陥が表れていることだけをつけ加えておきたい。

（佐賀大学教授・刑法）

有明鉱大災害からやがて11カ月を迎えようとしていますが、政府調査委の最終報告で〝人災〟が指摘され、私たちも会社幹部の刑事告訴を行い、1周忌を前に刑事責任が上層幹部まで追及されるかどうかが焦点になっています。本紙では朝日新聞社の許諾を得て、同紙11月28日付5面に掲載された真鍋教授の論稿を複写して転載し参考に供します。

心境とお礼を一言

伊東　猛（前熊本県総評事務局次長）

〈現在〉
「人生はマラソンである」とか、「旅である」とたとえられる。
マラソンであれば〝たたかいの戦略〟が必要だ。ペース配分（自己に使命感）と爽快なリズム（周囲に共感）、スピードとパワーの発揮（敵に恐怖感）が望まれよう。
もし旅であれば〝ロマンと哲学〟があろう。
専門バカの博学になるより、シャバに通じる雑学になりたい。小生は裁判長ではない。〝オルガナイザー〟である。

〈過去〉
「フランス人は発想し、ドイツ人は構想する。アメリカ人は実践し、日本人は模倣する」といわれた。
小生は、さて〝なに〟をしたであろうか？

〈未来〉
「知恵者は貧乏になると泥棒をし、権力者は貧乏になると詐欺をする」という。
小生は貧乏になると〝乞食〟をするのでは……。いや、無産者の小生がいまさら案じることもあるまい。

〈ごあいさつ〉
ごあいさつが遅くなって申し訳ありません。久方ぶりに、十一月一日から出身の四山鉱に復帰し、現場の労働者として人間らしさを味わっています。
昨年来より体調をくずし、ご心配をかけましたが、十五年にわたる県総評での在任中のご支援を心から感謝いたします。

〈連絡先〉
福岡県大牟田市小浜町九八の一（三池鉱業所社員寮。南二〇七号、電話〇九四四・五六・四九五八）
熊本市桜木二丁目六の十五（自宅。電話〇九六・三六九・九三二八）

8%以上、二万円

総評 賃上げ要求の考え方

八五春闘の賃上げ要求案を検討してきた総評は、十一月十九日の幹事会で「八%以上（定昇別）、二万円程度」をめざすとする方向をうちだした。また昨年同様、労働四団体と全民労協による「八五賃金闘争連絡会」（仮称）を結成し、共闘体制を強めるとの方針を確認した。

「八%以上」の要求素案は、昨春闘より率で一%、額で二千円アップの水準。総評としては十一月二十六日、七日にひらく「八五春闘討論集会」で考え方を示すとともに、労働四団体、全民労協とも協議し、月内をメドに統一要求案を固める方針である。

この日の幹事会では、具体的な要求基準案まで踏み込んだ討議はされなかったものの、「景気の着実な好転と生活実感を重視し、賃上げ要求は昨年を上まわるものとする」で一致。提示された「賃上げ要求の考え方」によると、①消費者物価の上昇率（二・六%）、②経済成長率（経企庁見通し五・三%）、③健康保険制度の改悪をはじめとする福祉後退や公共負担増など（一%程度）、④格差是正、社会的賃率形などの要素を総合的に勘案する……としている。

一方、八五春闘の賃上げ要求案をめぐっては、すでに同盟が六～八%のゾーンをふまえながらも「七%」を念頭においており、中立労連も「七%」で検討。さらに金属労協なども「七%」程度を要求基準案とする意向である。

この結果、来春闘の要求案は、各団体とも今春闘の要求に一%上乗せした「七%」を軸にまとまる公算が大きいものとみられている。また、総評の「八%以上」の考え方も、今春闘を一%上まわった要求となり、他団体と同率上乗せに加え、「七%以上」の水準をふまえたものともなっている。

なお総評としては「八五賃金闘争連絡会」が設置されれば、統一要求基準の設定とあわせ、たたかい方も含めて討議したい意向である。（連合）

うごき

炭労保安交流団が来組、入坑

十一月二十八日、炭労の保安交流団として、太平洋支部の吉成保安部長、幌内支部の北山保安部長・大川保安委員が来組。二十九日に四山鉱、三川鉱に入坑するとともに、執行委員、保安担当者とそれぞれ交流、三十日高島へ向かいました。

新賃金差額は12月15日支払い

わずかな上昇分であるにもかかわらず、源資不足を理由に凍結されていた新賃金の差額（四月から九月）分は、炭価アップの見込みがついたことで十二月十五日に支払うことが決まりました。明細は各月毎に配られています。額の明示は「その他支給3」です。

定年退職者の沖縄旅行団が出発

今年度の定年退職者旅行団は五十人が参加、十二月二日早朝出発し、沖縄各地をまわり四日午後八時ごろ帰る予定です。